

建設産業情報（最近の動向）

在外公館名 在オマーン大使館

記入日 平成26年8月5日

1. 現地の建設工事に係る経済情報

該当なし。

2. 建設業制度、入札契約制度の改正動向

該当なし。

3. 報道情報

	タイトル、概要	日付/掲載紙
1	<p>「新たな2,650MWの発電所、イブリ、ソハールに建設予定」:</p> <p>(1) 電力・水調達会社(OPWP)により入札が実施されるイブリ・ソハールIPPの総発電量は2,650MWとなる見込みである。</p> <p>(2) 同IPPの入札については、6月、資格審査申請書提出要求(RfQ)が公示され、関心を有する企業は8月3日までに登録することになっている。</p> <p>(3) 同IPPから発電される電力は、主要接続システムに給電され、オマーン北部に配電される予定である。</p> <p>(4) 電力受領は毎年約9%ずつ増加しており、OPWPは同IPPの初期運転開始(約700MW)を2017年4月1日、全部運転を2018年4月1日としている。</p>	2014/7/6 ・Observer
2	<p>「職種による例外扱いはなしー人的資源省が労働査証に関する2年間の条件について明言」:</p> <p>(1) バクリ人的資源大臣によると、労働査証の再取得条件に関する新たな規則(注:オマーン王立警察(ROP)によって発表された外国人によるオマーンにおける労働査証の再取得に際しては、当該雇用契約満了後2年間で国外で過ごす必要があるとの規定。外国人居住法第11条の規定に基づく措置。)は、本年7月1日より施行されている。</p> <p>(2) 職種により同条件の適用に差異が生じることはない。当該規</p>	2014/7/13 ・Observer

	<p>則はオマーンに在るすべての外国人労働者に適用される。現在のところ（適用対象職種につき）例外を設けるつもりはない。外国人労働者の国籍及び雇用期間等により適用の差異が生じるものではない。</p> <p>（３）オマーン企業で働いている外国人労働者で突然離職する意思を固め本国に帰国する者も、人権及びその者の意思に基づいてそのようにすることができる。ただし、労働者と雇用者間の雇用契約は、２年間に経過して初めて満了する。この場合、当該労働者は次の２年間に、オマーンに入国し他の企業で働くことができない。当該措置は業者の権益を守るためのものである。</p> <p>（４）労働契約は２年間にわたるものであり、よって住民カードでもある就労カードの有効期間が２年間となっていることに留意する必要がある。雇用者及び被雇用者とも、雇用関係の継続が難しければ労働契約を解除することは可能であるが、いずれの側からの申し入れの場合も通知がなされるべきである。</p> <p>（５）当該規則が例外的に不適用となるのは、雇用者と離職者が互いに離職に同意しており、雇用者が当該労働者が別の企業に就職することに異議のない場合である。転職が認められるのは、従前の雇用者が当該労働者の他の組織への異動に（同意書により）同意を示す場合である。</p>	
3	<p>（１）運輸通信省によってマスカット市内における公共交通機関のマスタープランの策定を任命されているスペインのエンジニアリング・コンサルタント企業のイネコ社は、同計画の目的は公共交通機関を設計し、市民に自家用車に代わる移動手段として利用を促すものである旨述べた。</p> <p>（２）同計画にはあらゆる交通形態が包括される見込みであり、現在ナショナル・フェリー・カンパニーにより運営されている沿岸海洋交通に加えて、鉄道網、特にマスカット市内におけるライトレールシステムの開発及びライトレールと鉄道網との接続についても考慮される。</p> <p>（３）同社は、公共交通網の設計に関する提言、主要な経営戦略の概要提示、既存の交通関係法に関する改正案の提示及び料金方針の検討を行う予定であり、省エネルギー及び環境持続性が強調される見込みである。</p> <p>（４）現在、マスカット市内における交通サービスは、交通関連の決定機関である運輸通信省のほか、オマーン王立警察（ROP）、マスカット市議会、ONTC、ナショナルフェリーカンパニーによって監督されている。これに対して、イネコ社は、統一の監督機関の</p>	2014/7/20 ・ Observer

	設立を提言予定である。	
--	-------------	--

4. その他我が国建設業界にとって参考となりうる最近の動向（報道情報以外）

該当なし
